

ニ併添マ呈ム。

餘額ニ二錢換ハ少添ニテハ籍リニ少キヲ以テ、又ハ五割
同四割換ハ至一回六十錢キハ、其難ニテ、一半一回ハ
大五八、其半段、其替難ヨクニテ人難キヤ半割、今日

(鑑四)

鑑四者 國 對 吉永順
吳家者 名古屋向上會

(8) 下縣蠲江其餘率併添ハ將

異難キハ百兆

(餘果)

員ニ關結シ即日斜否キ共ニテハ賦同。

要スルニ對リ、本日ハ鑑四ハシニ五々、又ハ一割ニテ
案ニ鑑難案マ一々審難シ斜否キ共スルハ多大ノ問題

(鑑四)

財團法人協調會大阪支所

(9) 兵役服務期間日給保證スルノ件

提案者 名古屋向上會

證明者

本案ハ重複スルヲ以テ削除スルコトニ決ス

10、殘業手當支給ノ件

提案者 名古屋向上會

證明者 小 沼 勇

(說明)

名古屋向上會熱田支部員ノ通勤スル名古屋工廠ハ殘業手
當ノ支給ナキヲ以テ、之ガ支給方ヲ運動セラルル様、中
央委員ノ努力ヲ望ム。手當率ハ一時間三步(日給五十圓
分ノ三)ヲ要求シタシ

11、死亡者ニ對シ臨時昇給ノ件

提案者 名古屋向上會